

神戸市告示第458号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年12月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

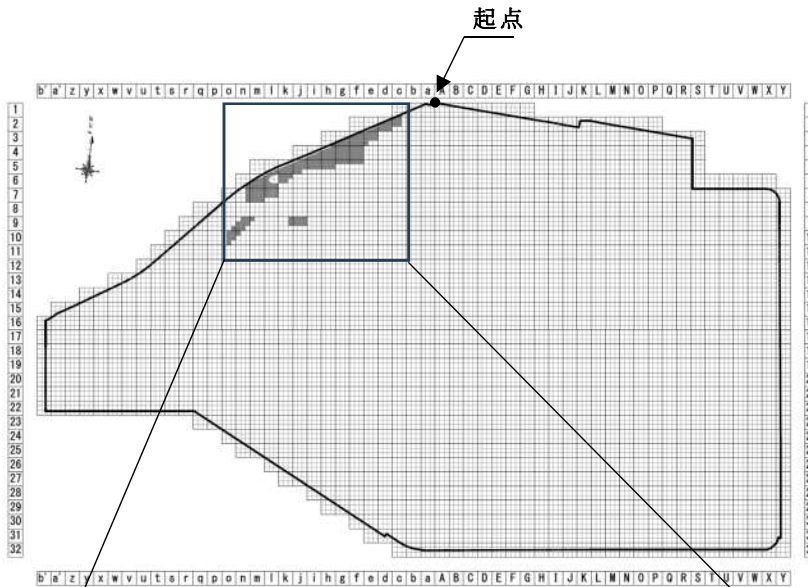
灘区灘浜東町2番1の一部、2番18、2番19、2番20、2番21、2番22の一部、
2番28の一部、2番29、2番30の一部、2番44の一部、2番45の一部、2番47の一部、
5番1の一部、5番39の一部、5番40の一部、5番41の一部、5番42の一部、
5番43の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、
テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、
セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、
ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



30m 格子図

< 起点 >

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

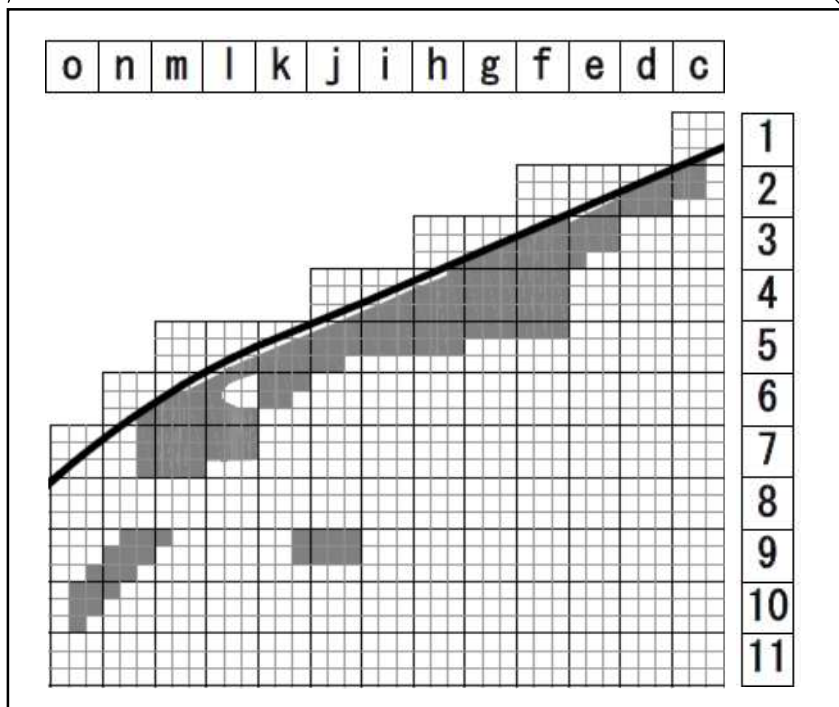
< 格子の回転角度 >

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区



10m 区画図